

令和5年度 岩内町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月1日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

第9条

都道府県市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第1項の方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第1項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所等

- ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
- イ 生活介護事業所
- ウ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- エ 地域活動支援センター

当町における該当施設は、サンライズ（ア（B型））
 アンジェラ（ア（B型））
 あけぼの学園（ウ）

就労継続支援事業所…障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での
 就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び
 能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
 A型は、雇用契約を結び給料をもらいながら利用する。
 B型は、通所して授産的な活動を行いながら工賃をもらい
 利用する

生活介護事業所………障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する事業所

障害者支援施設………障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

地域活動支援センター…障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

(2) 「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

当町該当無し

第2条第2項第2号
 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
 （障害者基本法第18条第3項…国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。）

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（※次の①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

当町該当無し

第2条第2項第3号

障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は同法第69条に規定する精神障害者であつて同法第43条第1項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの（公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会の障害者優先調達推進法の対象となる企業データベースに当町の企業は掲載なし。）※厚労省HPからのリンク

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

当町該当無し

第2条第4項

この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者をいう。

（在宅就業障害者：身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。））

在宅障害者については、把握が困難である。また、北海道に2箇所ある在宅就業支援団体（札幌市）へ確認したところ岩内町民の登録はない。

5 調達の対象品目等

町が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

現在の情報では、あけぼの福祉会が提供できるものとして、

物品・・・パン・しいたけ

役務・・・水道メーター器分別解体業務

・融雪時飛散碎石撤去

6 調達の目標

物品等の調達に当たっては他の業者との公平性を損なわないよう配慮し、適正な予算の執行に努めながら障害者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討の上、調達するものとする。

当町における障害者就労施設等の供給可能な物品等が限定的であることや、量・質・価格において安定供給の可否についても現段階では確定的ではないため、慎重にならざるを得ない。

また、前年度と比較しても提供物品等の拡大はないため、目標額等を設定するのは困難であると考えている。

7 調達推進方法

- (1) 社会福祉課では、障害者就労施設等から提供可能な物品、役務等について情報収集し、各課に対して情報提供を行うものとする。
- (2) 各課においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約の積極的な活用を検討し、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

令和5～6年度物品等入札参加資格者一覧表に「あけぼの福社会」登載。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定または見直ししたときは、町ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく概要を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

9 担当窓口

本方針に関する担当窓口は、社会福祉課障がい福祉係とする。